

令和5年度定期監査（第1回財務等監査）の結果に関する措置等について

（令和6年4月24日現在）

- 1 監査の期間 令和5年8月8日から同年10月25日まで
- 2 監査対象年度 令和5年度事務（令和5年6月30日現在）。ただし、補助金の交付事務及び委託等の契約事務については、令和4年度事務を含む。
- 3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置の内容又は措置方針等	措置分類
(1) 鹿児島市営墓地条例第3条によると、墓地を使用しようとする者は、市長に申請しその許可を受けなければならないとなっており、また、同条例施行規則第3条によると、墓地を使用しようとする者は、墓地使用許可申請書（様式第1）を提出しなければならないとなっているが、規則に定める様式と異なる様式を使用していた。	環境局 環境部 環境衛生課	規則に定める様式と異なる様式を使用していたことについては、規則に定める項目が含まれていればその他必要事項を追加してもよいと誤認識していたことが原因である。 今回の指摘を受け、令和6年4月1日付けで鹿児島市営墓地条例施行規則の改正を行った。 (通知受理日:令和6年4月5日)	措置済